

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	医療	なでしこ健診	<p>★ 市の実施する集団健診において、対象となる年齢の女性に、特定健診と女性検診を含む各種がん検診を一日で実施できる健診を行います。(新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度においては、特定健診は医療機関における個別健診で実施)</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南さつま市に住民登録があること ・41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性の方 <p>2.健診種別</p> <p>特定健診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p>
南さつま市	医療	人間ドック等補助金	<p>★ 南さつま市国民健康保険の加入期間が1年以上ある30歳から74歳までの方で、人間ドック・脳ドック・がんドック(PET/CTドック)を受診された方に対し、かかった費用の一部を補助します。</p> <p>1.対象者</p> <p>人間ドック・脳ドック・がんドック ⇒ 30歳から74歳までの方</p> <p>2.助成額</p> <p>人間ドック・脳ドック 上限35,000円 がんドック 上限50,000円</p> <p>3.手続き方法</p> <p>契約医療機関 受診予約 ⇒ 交付申請(利用券・質問票交付) ⇒ 受診</p> <p>契約医療機関以外 受診予約 ⇒ 交付申請(承認書・質問票交付) ⇒ 受診 ⇒ 交付請求(領収書・検査結果・質問票提出) ⇒ 補助金交付</p>
南さつま市	福祉	高齢者等訪問給食サービス事業	<p>★ 高齢者等に毎日の食事を訪問により提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持及び「食」の自立促進を図るとともに、安否の確認などを併せて行うことによって、高齢者等の孤独感の解消や自立した生活の維持を図ります。</p> <p>1.対象者</p> <p>南さつま市内に住所を有し、次の条件のいずれかに該当する者であって、自ら調理をすることが困難なものとします。</p> <p>(1)介護保険法(平成9年法律第123号第27条第7項に規定する要介護者及び同法第32条第6項に規定する要支援者</p> <p>(2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者</p> <p>(3)知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者</p> <p>(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者</p> <p>(5)南さつま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項(平成29年南さつま市告示第31号)第4条第1号イに規定する事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者</p> <p>(6)おおむね65歳以上の者、虚弱もしくは寝たきりの者又はその他各号に掲げる事由に準ずる者として市長が認めたもの</p> <p>2.内容</p> <p>食事の配食を行うことにより食生活の改善と「食」の自立促進を図り、あわせて安否確認を行う。地区により配食内容が異なります。1日1～2食(週6～7日)</p> <p>3.利用料等</p> <p>一律400円</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス	<p>★ 南さつま市内に居住する要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活に欠かせない寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供し、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>1.対象者</p> <p>南さつま市内に住所を有する者で、寝具の衛生管理の援助が必要と判断され次の条件のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)世帯の全ての者が要介護1以上の認定を受けている世帯に属する者</p> <p>(2)高齢者以外の世帯員が属する世帯の要介護2以上の高齢者</p> <p>(3)重度の身体障害のため臥床している身体障害者(児)</p> <p>(4)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>2.内容</p> <p>寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。</p> <p>3.利用料金</p> <p>無料</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	在宅高齢者等介護用品支給制度	<p>★ 紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等及び重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行います。</p> <p>1.対象者 市内に住所を有する在宅者のうち (1)要介護認定又は要支援認定を受けた者で、日常的に介護用品を使用している者 (2)65歳以上の高齢者で、日常的に介護用品を使用している者 (3)身体障害者手帳2級以上の障害のある3歳以上の者で、日常的に介護用品を使用している者</p> <p>2.内容 本市に住所を有する紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等や重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行い、福祉の増進を図るとともに、介護家族の身体的、経済的及び精神負担の軽減を図る。</p> <p>3.支給限度額 ・要介護4又は5と認定された者 1人当たり年間75,600円(月6,300円)を限度とする。 ・要支援1から要介護3と認定された者 1人当たり50,400円(月4,200円)を限度とする。 ・65歳以上の者、身障手帳2級以上又は療育手帳A2以上の障害のある3歳以上の者 1人当たり年間25,200円(月2,100円)を限度とする。</p>
南さつま市	福祉	在宅高齢者介護手当支給事業	<p>★ 65歳以上の在宅高齢者(要介護3～5に認定されている方)を介護している方に対し、在宅高齢者介護手当を支給します。</p> <p>1.対象者 ・要介護高齢者(要介護3～5に認定されている在宅の方)と同居またはこれに準ずる状態で介護している方。 ・本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する場合で、かつ90日以上在宅で介護している方。</p> <p>2.支給額 年2回 各5万円</p> <p>3.支給月 9月、3月</p>
南さつま市	福祉	長寿祝金支給	<p>★ 高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するため、祝金を支給します。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる者及び9月15日現在の最高齢の男女</p> <p>2.祝金の額 ①98歳になる者 3万円 ②最高齢の男女 10万円(1回限りの支給とする。)</p> <p>3.支給月 ①98歳になる者 1月 ②最高齢の男女 9月</p>
南さつま市	福祉	長寿者おかげさま給付金品支給事業	<p>★ 白寿祝の対象者のうち、在宅で元気に生活している独り暮らしの高齢者や、同居し、生活を支えてきた家族の労苦に対し、おかげさまの意を表するため慰労品(商品券)を支給する。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる方のうち、在宅生活をしている方</p> <p>2.祝金の額 3万円相当の金品</p> <p>3.支給月 支給年度の1月</p>
南さつま市	福祉	はり・きゅう等施術料助成金交付	<p>★ 高齢者のはり・きゅう等の利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持と福祉の増進を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(70歳以上)の方 (身体障害者手帳3級以上は、65歳以上の方)</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した、はり・きゅう等施術師の免許を有する者が施術する施設</p> <p>3.助成額 1回につき1,000円の助成 (40枚綴りのはり・きゅう券を交付)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	福祉	伸ばせ健康寿命よか湯だな事業	<p>★ 市内に住所を有する高齢者(65歳以上)の温泉及びスポーツジム等利用に対し助成を行い、健康の保持増進及び保健の向上を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)の方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した公衆浴場営業許可を有する温泉等施設及び市内のスポーツジム等 (利用券交付時に、指定施設一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 1回につき220円の助成 (36枚綴りの利用券を交付)</p>
南さつま市	福祉	「乗らんなあ、タクシー」助成事業	<p>市内に住所を有する高齢者のタクシー利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持、生活支援及び福祉増進を図る。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(75歳以上)で運転免許証を持たない方 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)で運転免許証を持たず身障手帳等をお持ちの方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定したタクシー事業者(福祉タクシー事業者含む) (利用券交付時に、指定事業者一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 300円券×18枚の助成 (令和2年度7月～) 1回の乗車につき、5枚(1,500円)まで利用可</p>